

事前協議時等の提出書類

番号	必要な書類	内容等	備考
1	太陽光発電設備の設置に係る事前協議書	別記様式第1号によるもの	
2	事業計画書	別記様式第2号によるもの	
3	関係法令手続状況調書	別記様式第3号又は再エネ特措法第9条第1項に規定する認定（以下「法計画認定」という。）に係る申請書の添付書類の参考様式として示されている関係法令手続状況報告書によるもの	
4	事業実施スケジュール	事前協議の開始から設置事業の稼働までに行う関係法令等に基づく手続、施工計画等のスケジュールがわかるもの	様式は任意とする。
5	土地の取得を証する書類等	登記事項証明書。ただし、当該土地の所有者が事業者本人ではない場合又は事業者本人を含む複数人である場合は、土地の使用に係る契約書又は同意書	
6	事業者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）		提出日の3箇月以内に発行したものに限り。
7	位置図、事業区域図	設置事業を行う土地の位置、事業区域、隣接区域の範囲が分かるもの	
8	計画平面図等	設置事業を行う土地の境界並びに設置事業に係る設備等配置、雨水排水、設計概要説明及び求積	縮尺1,000分の1以上であること。
9	構造図・配線図	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
10	発電設備の内容を証する書類	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
11	近隣関係者説明実施報告書	別記様式5号によるもの	
12	事業実施体制図	事業計画の実施のための事業体制がわかるもの（事業計画に係る緊急連絡先、保守点検会社等を含む。）	
13	接続の同意を証する書類	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
14	事業計画認定通知書	法計画認定に係る申請に準ずる事項	

※その他必要と認める書類がある場合は、適宜求めます。

※事業計画書、関係法令手続状況調書及び事業実施スケジュールについては、事前協議の開始前に提出し、その他の書類は、事前協議が終了するまでに提出するものとする。